

# 教育規程の改正

青年世代のスカウトの活動活性化のため、以下の規程について改正を提案する。

## 第3章 団

ローバースカウト隊

3-75 組織

## 第6章 全国

青年の参画

6-10 青年代表者

2023年2月18日教育推進本部会合承認

2023年3月11日理事会承認

2023年4月1日施行

### 第3章 団

項目	現行	改正案	備考
3-75 ローバースカウト隊 (組織)	隊は、ローバースカウト3人以上、最大30人で編成することが望ましい。	隊は、ローバースカウト3人以上、最大30人で編成することが望ましい。 <u>②大学ローバースカウト隊を設けることができる。</u> <u>③幅広い分野にわたる活動や専門的活動を展開する場合は、他県連盟(地区)のローバースカウト(隊)と共同した活動を行うことができる。</u> <u>④前項の活動の計画、実施にあたっては、当該相互の隊長の事前承認を得なければならない。</u>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">(参考)3-63(ベンチャー隊の)組織 ③ 幅広い分野にわたる活動や専門的活動を展開する場合は、地区や県連盟にまたがる活動チームを、それぞれの援助を得て、編成することができる。</div>	②項は教育規程2-6重複登録②の(1)において、「大学ローバースカウト隊」が記載されているため、本条文にも大学RS隊を明記する。 ③項は教育規程3-63ベンチャー隊の「組織」③と同様に、ローバースカウト活動の広域性を示す条文を追加する。 ④項は、責任の所在が不明確にならないよう、相互の隊長の事前確認が不可欠であるため、追加する。

### 第6章 全国

項目	現行	改正案	備考
6-10 青年の参画 (青年代表者)	本連盟は、青年の意思決定への参画を促進するため、30歳未満の成人を、理事会や各種委員会などの構成員とするよう努めなければならない。  ②青年の意思決定への参画に関することは、別に定める。	本連盟は、青年の意思決定への参画を促進するため、30歳未満の成人を、理事会や各種委員会などの構成員とするよう努めなければならない。  ②青年の意思決定への参画に関することは、別に定める。  <u>③総コミッショナーは、青少年の教育面における参画を促進するため、全国的なスカウトのネットワーク組織を設けることができる。</u>  <u>④前項の構成、運営等に関することについては、別に定める。</u>	③項、④項は当面の間、全国ローバース会議を念頭に置くが、将来的には別組織に置き換わることができるように自由度のある表現とする。